

最近改正 令和4年9月9日例規（少）第61号

少年非行集団に対する補導対策の強化を図るため、大阪府警察本部長と大阪府知事との協議により、別添の少年非行集団等補導実施要綱（以下「要綱」という。）が定められ、この要綱に基づき少年補導協助力員制度が実施されているところであるが、この度、「少年補導協助力員制度の実施について」（昭和38年11月25日例規大警少第690号）の全部を次のとおり改正し、昭和63年4月1日から実施することとしたので、少年補導協助力員制度の効率的な運用について格段の配意をされたい。

1 少年補導協助力員制度の趣旨

この制度は、中学生による非行集団等を対象に、警察や関係行政機関が実施する非行防止活動と併せて、地域の実情に精通した民間有志者に少年補導協助力員（以下「協助力員」という。）を委嘱し、ボランティアの立場できめ細かな継続補導活動と非行集団等の解体活動を円滑かつ効果的に推進しようとするものである。

2 協助力員の権限

協助力員は、民間協力者として委嘱するものであり、特別の権限を付与されるものではないので、活動に際して行き過ぎにわたり、批判を受けることのないよう指導するものとする。

3 協助力員の補導対象等

- （1） 協助力員の補導対象は、中学生により構成され、又は中学生が半数以上を占める非行集団及び非行化のおそれのある集団とする。ただし、身柄を拘束されたまま送致（通告）された少年を含む集団は、原則として補導の対象としない。
- （2） 補導地区に指定された所轄警察署長は、補導対象集団の選定資料として別記様式第1号の要補導対象集団資料を補導連絡会に提出するものとする。

4 関係機関等への連絡等

- （1） 在宅のまま送致（通告）する少年が、継続補導中の補導対象集団の構成員である場合及び送致（通告）時に補導対象集団に選定することが決定している場合は、犯罪捜査規範（昭和32年国公安規則第2号）別記様式第21号の身上調査表又は少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）別記様式第46号の身上調査表にその旨を付記して送致（通告）するものとする。
- （2） 送致（通告）後に補導対象集団に選定した場合は、事件が係属する関係機関に対し、電話等によりその旨を連絡するものとする。
- （3） 補導対象集団に保護観察中の少年を含む場合は、担当保護司等にも連絡を取り、その後開かれる補導連絡会には、これら関係機関・団体の担当職員の出席を求め、協力体制の確立に努めるものとする。

5 所轄警察署及び少年サポートセンターの役割

補導地区に指定された所轄警察署又は少年サポートセンターの担当職員は、協助力員の活動を円滑に実施するため、要綱第8の庶務のほか、次の事務を行うものとする。

- （1） 補導資料、報告文書及び必要な記録の作成及び保管
- （2） 補導に関する指導助言
- （3） 連絡会議、研修会等の実施に関する事務
- （4） 関係機関・団体との連絡
- （5） その他協助力員の活動に関する事務

6 協助力員候補者の選考

協助力員制度の成否は、適任者の選考いかににかかっているため、候補者の選考に当たっては、要綱第4の2の各号に掲げる条件を具備するほか、次の事項に留意して選考するものとする。

なお、補導地区に指定する警察署並びに協助力員の人員及び推薦時期については、別途指示する。

- （1） 活動に必要な時間的余裕を有すること。
- （2） 年齢は、おおむね25歳から65歳までであること。
- （3） 選考に際しては、関係市町村長（大阪市内にあっては区長）と協議すること。

7 協助力員候補者の推薦

協助力員候補者の推薦に当たっては、別記様式第2号の少年補導協助力員候補者推薦書に別記様式第

3号の履歴書を添付して、生活安全部長（少年課）に推薦すること。

別 添

少年非行集団等補導実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、少年による非行集団を早期に補導し、その健全な育成を図るため、知事及び警察本部長が、民間有志者の協力を得て実施する補導活動について必要な事項を定めることを目的とする。

（補導対象集団）

第2 補導の対象は、中学校生徒を中心とした非行集団又は非行を犯すおそれのある集団（以下「非行集団等」という。）とする。

（補導地区の指定）

第3 知事及び警察本部長は、協議の上、警察署の管轄区域ごとに非行集団等補導地区（以下「補導地区」という。）を指定する。

（協助力員）

第4 補導地区に少年補導協助力員（以下「協助力員」という。）を置く。

2 協助力員は、次の各号に掲げる条件を具備する者のうちから市区町村長及び警察署長の推薦に基づき知事及び警察本部長が委嘱する。

（1） 人格及び行動について社会的信望を有すること。

（2） 職務の遂行に必要な熱意を有すること。

（3） 少年補導について豊富な経験と知識、技能を有すること。

3 協助力員の任期は、2年とし、補欠により就任した協助力員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 協助力員は、常に人格識見の向上と、その職務を行うため必要な知識及び技術の習得に努め、積極的な態度で職務の遂行に当たらなければならない。

5 協助力員は、その職務を行うに当たって知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

（補導連絡会）

第5 補導地区に非行集団補導連絡会（以下「補導連絡会」という。）を置く。

2 補導連絡会は、次の各号に掲げるもので組織する。

（1） 当該補導地区の協助力員

（2） 所轄警察署の関係警察官

（3） 当該補導地区の担当児童福祉司

（4） 当該補導地区内中学校の生活指導担当教員

（5） 市町村教育委員会の指導主事

（6） 少年サポートセンターの関係職員

（7） その他補導連絡会の会長が少年補導に関係のある機関の職員又は団体の役員のうちから指名した者

第6 補導連絡会に会長を置く。

2 会長は、当該補導地区の協助力員が互選する。

3 会長は、補導連絡会の会務を総理する。

第7 補導連絡会は関係機関から資料の提供を受け、補導対象集団の選定、補導方針の研究、補導経過の検討、補導終結の決定等を行う。

第8 補導連絡会の庶務は、関係少年サポートセンター又は所轄警察署の担当職員が行う。

（補導活動）

第9 会長は、補導連絡会において選定された補導対象集団について補導計画を立て、速やかにその内容を知事及び警察本部長に報告（様式第1号）するものとする。

2 協助力員は、補導対象集団を構成する少年（以下「対象少年」という。）とよりよい人間関係の保持に努め、日常生活のあらゆる面について相談に応じ、積極的に個人指導、グループ指導を行い、対象少年の補導に当たるものとする。

- 3 協助手は、対象少年の家庭、学校等と緊密な連絡をとり、必要に応じ少年サポートセンター、子ども家庭センター等関係機関及び関係団体の指導と協力を受けるものとする。
- 4 協助手は、補導記録を作成し、補導終結後速やかにその概要を知事及び警察本部長に報告（様式第2号）するものとする。
- （補導費の支給）
- 第10 府は、協助手及び補導連絡会に対し、予算の範囲内で補導に要する経費を支給する。
- （少年補導協助手証の携帯）
- 第11 協助手は、少年補導協助手証（様式第3号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。
- （補則）
- 第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事及び警察本部長が協議して定める。